

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 379 回

今年も節分が過ぎました。今年がどうなるか「はた」と考えてみました。そして1月からの社会や経済の流れを再度思い浮かべました。1月初旬からの株価の下落、ロシアによるウクライナへの侵攻の継続、さらに物価の高騰等々あまりいいことのない1月でした。納得がいかない日本政府の政策などを見ると、この2月以降の世界の動きも厳しいであろうと思わざるを得ません。今年の世界経済の注目ポイントを「世界経済の新常識 2023/熊谷亮丸(監修) 大和総研(編著)/日経 BP(発行元)」からピックアップしました。気を付けて見ていただいて対応の仕方を工夫してください。

① 歴史的な高インフレ

日本は物価の上昇率が4%を超えました。電気料金の値上がりもさまざまいものがあります。もちろん原料高もあなたの会社にとって大変なダメージを被らせます。

② 世界的な金融引き締め

アメリカ、ヨーロッパと金利が上昇し続けています。さて日本はどうなるか。借入金利が上がったら大変ですね。

③ 膨らむ新興国の債務リスク

同時に先進国にも影響します。

④ 欧州のエネルギー危機

今に始まったことではありませんが、ロシアによるウクライナへの侵攻が終わらないと解決しません。

⑤ 深刻化する食料危機

こちらもロシアによるウクライナへの侵攻が終わらないと解決しません。そして食料価格は日本を含む世界中で急上昇しています。

⑥ 経済安全保障とサプライチェーン

有事の際にも安定調達が可能となるよう、頑健性が要求されます。さて日本は？

昨年に引き続き問題点が多く、これらをどう解決するかが日本を始め世界中の課題でもあります。そして解決した国が生き残れますね。

前田の《今人生を語る》第 284 回

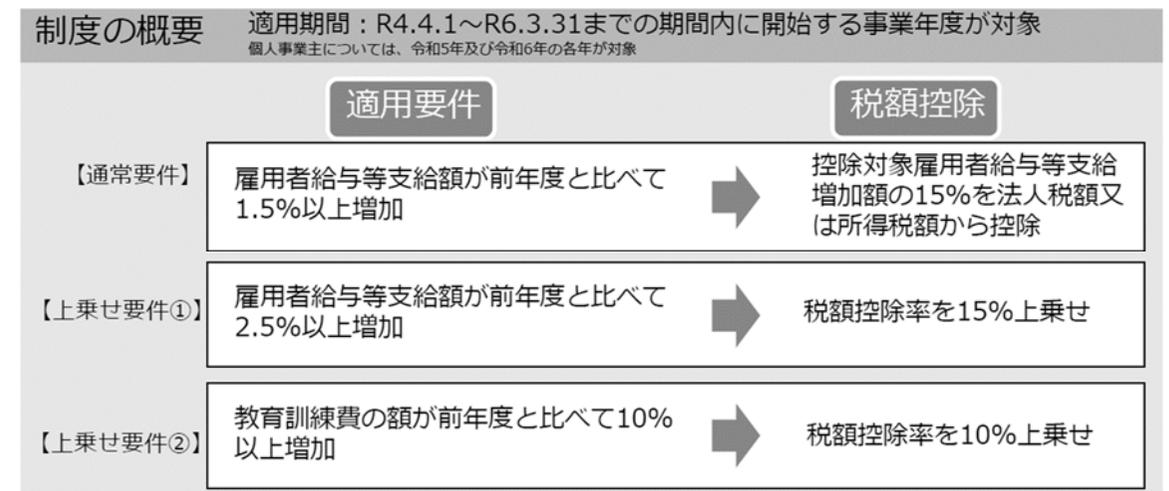
めざめよ日本人 (206)

前田会計の誇りは？と聞かれたら何と答えようか今年の正月に考えました。お客様のためになる仕事をより早く、ミスなく行うこと。そして皆様に役立つ提案をすること。それらができるように従業員も日々取り組んでおります。さあ今年も頑張ろう！！

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が一定の要件を満たしたうえで、従業員への給与支給額を前年度より一定額以上増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。この税制を適用できるのは中小企業者等となっています（下記のいずれかに該当）。

法人（※）	資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
	資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
個人事業者	常時使用する従業員数が1,000人以下
協同組合等	中小企業等協同組合や出資組合である商工組合等

※適用年度の前年度、前々年度、前々前年度の平均所得金額が15億円超の法人は対象外



※税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

◎雇用者給与等支給額とは

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、該当金額(補助金等)を控除します。

＜該当する補助金等の例＞

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）